○経済産業省告示第六十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三十二条第二項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

題名を次のように改める。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示

本則に次の一項を加える。

6　平成二十九年度に係る納付金単価　一キロワット時当たり二・六四円（消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。）

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第六十六号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第三条第一項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二十一条第二号、第二十二条、第二十六条第三項、附則第十二条及び附則第十三条第二項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

第一条中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第六条第一項の認定（以下この条において単に「認定」という。）」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。以下この条において「改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第六条第一項の認定（次項において「旧認定」という。）」に改め、「特定契約」の下に「（改正法附則第三条第一項の規定により同項に規定する新特定契約とみなされるものに限る。以下同じ。）」を加え、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号。以下この条において「改正規則」という。）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる改正規則による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第十六条に規定する回避可能費用単価（以下この条において単に「回避可能費用単価」という。）」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）附則第十三条第二項の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二条に規定する回避可能費用単価」に改め、同項第一号中「法（」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（」に改め、同条第二項中「認定」を「旧認定」に改め、同項第一号の表北海道電力株式会社の項中「一一・三五円」を「一一・三三円」に改め、同表東北電力株式会社の項中「九・三八円」を「九・三九円」に改め、同表東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力パワーグリッド株式会社の項中「一一・八〇円」を「一一・七三円」に改め、同表中部電力株式会社の項中「一一・九五円」を「一一・九九円」に改め、同表北陸電力株式会社の項中「七・一三円」を「七・一九円」に改め、同表関西電力株式会社の項中「一一・三〇円」を「一一・三七円」に改め、同表中国電力株式会社の項中「八・二九円」を「八・三二円」に改め、同表四国電力株式会社の項中「八・八三円」を「八・八二円」に改め、同表九州電力株式会社の項中「九・六二円」を「九・七一円」に改め、同表沖縄電力株式会社の項中「九・三三円」を「九・五四円」に改め、同条第二項第二号イ中「一〇・七八円」を「一〇・八〇円」に改め、同条を第二条とする。

第五条の見出しを「（特定契約電気事業者がインバランス料金又はこれに準ずるものを追加的に負担する費用）」に改め、同条第一項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第十五条第二号」を「施行規則第二十一条第二号」に改め、同項第一号イ中「第十六条第一項」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前三項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までに調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備及び非変動性発電設備のいずれも零とする。

第五条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行規則附則第十二条により読み替えて適用される施行規則第二十一条第二号に規定する経済産業大臣が定める額については、前項の規定を準用する。この場合において、前項第一号イ中「第二十二条」とあるのは「附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される施行規則第二十二条」とする。

第五条を第三条とする。

第六条中「第十八条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条を第四条とする。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十九年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第六十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる同法施行規則附則第八条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十九年度以降の経済産業大臣が定める量を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済産業大臣が定める量は、次の表の上欄に掲げる年度ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

年度（平成）	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度以降
量（億kWh）	24.4	19.5	14.7	9.8	4.9	0